

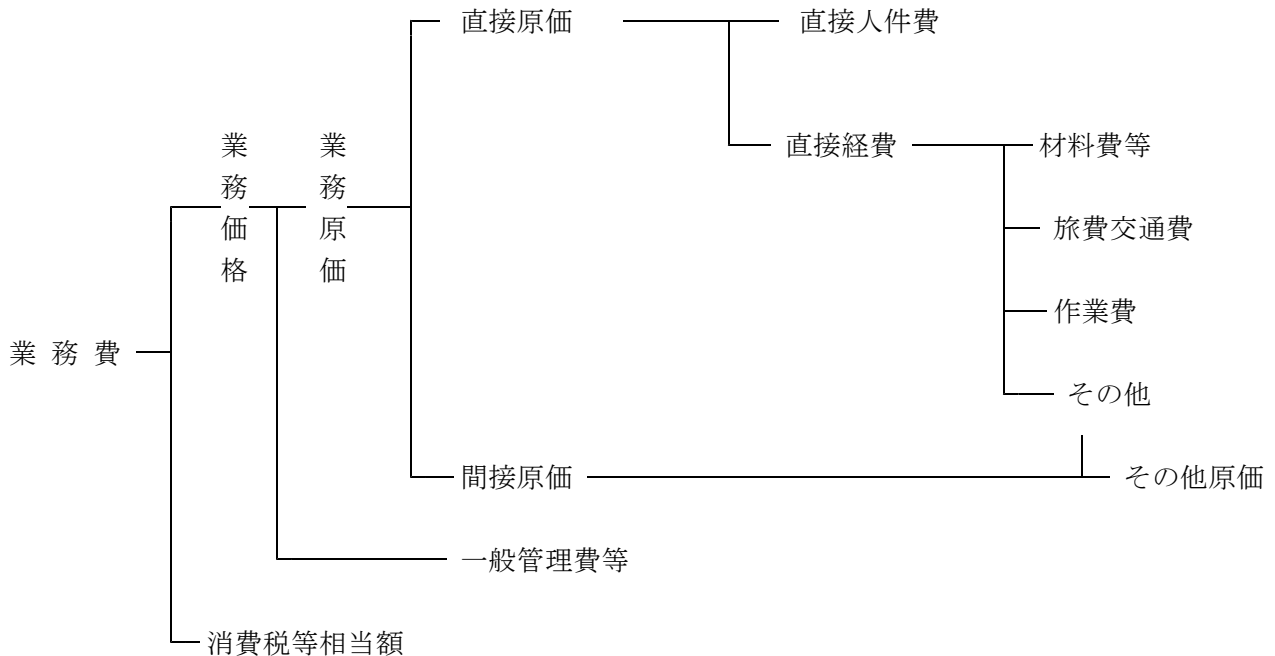
# 工損調査等業務費積算基準（案）

## 第1 適用範囲

この工損調査等業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年5月10日建東技第97号・建東一用第98号通知、以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査、第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定及び費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を、別途定める工損調査等共通仕様書によって、請負又は委託に付する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。

## 第2 業務費の構成

この工損積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



## 第3 業務費の内容及び積算

### 1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

#### (1) 直接人件費

直接人件費は、当該工損調査等を実施するために必要な技術者の人件費でその基準日額は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」（以下「技術者単価」という。）によるものとする。

ただし、これにより難い特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準日

額を使用することができるものとする。

イ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。

この場合の計上人員（歩掛り）は、小数点以下第3位を切り捨てとする。

（例示）木造建物A（表2-1）の場合

職 種	（基準値） 70㎡以上 130㎡未満	補 正 率	（補正值） 200㎡以上 300㎡未満
技 師 A	0.51人	1.80	0.91人
技 師 B	0.61人	1.80	1.09人
技 師 C	0.63人	1.80	1.13人
技 術 員	0.12人	1.80	0.21人

注 補正率は、表2-2で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、工損調査等を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（S59. 9. 21建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果品作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（調査等の業務に係って必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切り捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3旅費交通費を適用する。

なお、協議、現地調査等に係る技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。

ただし、これにより難しい場合は、別途の方法で計上することができるものとする。

ハ 作業費

工損調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積書を徴収するものとする。

二 その他の経費

工損積算基準に定めのない経費について、必要に応じて別途計上できる。

2 その他の原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

イ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

イ 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

ロ 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

#### 4 業務委託料の積算

イ 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税等税率})\} \end{aligned}$$

ロ 各構成要素の算定

(i) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

(ii) 直接経費

直接経費は、第3 1 (2) の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2) の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(iii) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(iv) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

(v) 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税等税率}) \end{aligned}$$

#### 5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切り捨て)まで算出するものとする。



各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ハ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ニ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$  など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

ヘ 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理（10,000円単位で切捨て。）するものとする。

## 8 その他

### (1) 作業区分

本歩掛りの作業区分は、調査外業、調査内業及び算定とする。

イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関においての諸調査を行うことをいう。

ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び費用負担額算定に必要な諸数量の計算等の作業を行うことをいう。

ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び費用負担額等の計算並びに成果品の整理製本等の作業を行うことをいう。

### (2) 職種の表示

工損積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 (A)	技 師 A
技 師 (B)	技 師 B
技 師 (C)	技 師 C
技 術 員	技 師 D

## 第4 建物等の調査

### 1 建物等の区分

建物等の調査は、次表の区分によって行うものとする。

木造建物及び木造特殊建物

区 分	判 断 基 準
木造建物A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これらに類するもの
木造建物B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの

木造建物C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会、茶室及び土蔵造等の建物

非木造建物の用途による区分

区 分	判 断 基 準
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く

## 第5 事前調査・事後調査・算定歩掛

事務処理要領第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査（以下「事後調査」という。）及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）に区分して行うものとする。

### 1-1 打合せ協議

打合せ協議の費用内容及び取扱いは、用地調査等業務費積算基準第5建物等の調査2-1打合せ協議に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-1又は表1-2により行うものとする。

（事前調査、事後調査単独で発注する場合に適用）

表1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成 果 品 納入時		
打合せ協議	業 務		技師 A	0.18		0.18	0.36	
			技師 B	0.18		0.18	0.36	
			技師 C	0.18		0.18	0.36	

注 打合せは、業務開始前、成果品納入時の2回を標準としている。

（事後調査と算定を併せて発注する場合に適用）

表1-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成 果 品 納入時		
打合せ協議	業 務		技師 A	0.18	0.18	0.18	0.54	基本額
			技師 B	0.18	0.18	0.18	0.54	
			技師 C	0.18	0.18	0.18	0.54	
	権利者		技師 A		0.06		0.06	加算額
			技師 B		0.06		0.06	

注1 加算額における単位の権利者とは、調査、調査図書の作成及び積算を行う建物等の所有者

をいう。

注2 加算額の計上は、次の式によって行うものとする。

加算額として計上する権利者数＝費用負担の対象となる建物等の所有者数－5

注3 打合せは、業務開始前、調査完了後、成果品納入時の3回を標準としている。

## 1-2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、用地調査等業務費積算基準第5建物等の調査2-2現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-3により行うものとする。

表1-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.50人	
			技 師 B	0.50人	
			技 師 C	0.50人	

## 2 事前調査

事前調査の直接人件費の積算は、表2-1により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系、木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。

表2-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.45	0.06	—	0.51人	
			技 師 B	0.45	0.16	—	0.61人	
			技 師 C	0.45	0.18	—	0.63人	
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人	
木造建物B	棟	同 上	技 師 A	0.54	0.06	—	0.60人	
			技 師 B	0.54	0.18	—	0.72人	
			技 師 C	0.54	0.18	—	0.72人	
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人	
木造建物C	棟	同 上	技 師 A	0.34	0.06	—	0.40人	
			技 師 B	0.34	0.12	—	0.46人	
			技 師 C	0.34	0.14	—	0.48人	
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人	
木造特殊 建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技 師 A	0.50	0.06	—	0.56人	
			技 師 B	0.50	0.20	—	0.70人	
			技 師 C	0.50	0.20	—	0.70人	
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 A	0.93	0.06	—	0.99人	
			技 師 B	0.93	0.39	—	1.32人	
			技 師 C	0.93	0.35	—	1.28人	
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人	
			技 師 A	1.19	0.06	—	1.25人	

非木造建物 (用途区分) ロ	棟	同上	技師 B	1.19	0.47	—	1.66人
			技師 C	1.19	0.41	—	1.60人
			技術員	—	0.12	—	0.12人
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	同上	技師 A	0.65	0.06	—	0.71人
			技師 B	0.65	0.29	—	0.94人
			技師 C	0.65	0.27	—	0.92人
			技術員	—	0.12	—	0.12人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては、表2-2を、木造特殊建物にあつては、表2-3を、非木造建物イ、ロ及びハにあつては、表2-4の補正率を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者によって共同所有となっているときは、本表に係わらず表2-5によって直接人件費の積算を行うものとする。この場合共有持分を1戸として計上するものとする。

注3 注1及び注2は、3事後調査においても同様に適用するものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表2-2

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00

600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表2-3

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50

500㎡以上
4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表2-4

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90



区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
事 前 調 査	戸	130㎡程度まで	技 師 A	0.40	0.06	—	0.46人	
			技 師 B	0.40	0.25	—	0.65人	
			技 師 C	0.40	0.16	—	0.56人	
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人	

## 3 事後調査

事後調査（費用負担額の算定を除く。）の直接人件費の積算は、表 3 - 1 によるものとする。

表 3 - 1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計
				調 査	図面等	算 定	
木 造 建 物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.36	0.12	—	0.48人
			技 師 B	0.36	0.12	—	0.48人
			技 師 C	0.36	0.09	—	0.45人
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人
木 造 建 物 B	棟	同 上	技 師 A	0.44	0.12	—	0.56人
			技 師 B	0.44	0.12	—	0.56人
			技 師 C	0.44	0.09	—	0.53人
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人
木 造 建 物 C	棟	同 上	技 師 A	0.27	0.12	—	0.39人
			技 師 B	0.27	0.12	—	0.39人
			技 師 C	0.27	0.06	—	0.33人
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人
木 造 特 殊 建 物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技 師 A	0.44	0.12	—	0.56人
			技 師 B	0.44	0.12	—	0.56人
			技 師 C	0.44	0.09	—	0.53人
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技 師 A	0.88	0.12	—	1.00人
			技 師 B	0.88	0.12	—	1.00人
			技 師 C	0.88	0.18	—	1.06人
			技 術 員	—	0.37	—	0.37人
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	同 上	技 師 A	1.12	0.12	—	1.24人
			技 師 B	1.12	0.12	—	1.24人
			技 師 C	1.12	0.20	—	1.32人
			技 術 員	—	0.37	—	0.37人
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	同 上	技 師 A	0.63	0.12	—	0.75人
			技 師 B	0.63	0.12	—	0.75人
			技 師 C	0.63	0.15	—	0.78人
			技 術 員	—	0.37	—	0.37人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-2、表2-3及び表2-4の補正率を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者によって共同所有となっているときは、本表に係わず表3-2によって直接人件費の積算を行うものとする。この場合共有持分を1戸として計上するものとする。

区分所有権等の建物

表3-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
事後調査	戸	130㎡程度まで	技師A	0.25	0.06	—	0.31人	
			技師B	0.25	0.08	—	0.33人	
			技師C	0.25	0.12	—	0.37人	
			技術員	—	0.08	—	0.08人	

#### 4 算 定

事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められるものとし、その区分は、木造建物（木造特殊建物を含む。）、非木造建物及び区分所有権等の建物とし、これに要する直接人件費の積算は、表4により行うものとする。

表4

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	—	0.08	0.06	0.14人	
			技師C	—	0.70	0.31	1.01人	
			技術員	—	—	0.06	0.06人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	—	0.25	0.12	0.37人	
			技師C	—	1.75	0.77	2.52人	
			技術員	—	—	0.08	0.08人	
区分所有権等の建物	棟	130㎡程度	技師A	—	0.04	0.06	0.10人	
			技師C	—	0.31	0.12	0.43人	
			技術員	—	—	0.04	0.04人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取扱うものとする。

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-2及び表2-4の補正率を適用するものとする。

## 第6 費用負担説明

費用負担説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛りは、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

### 1-1 打合せ協議

打合せ協議の費用の内容及び取扱いは、用地調査等業務費積算基準第5建物等の調査2-1

打合せ協議に準ずるものとし、これらに要する直接人件費の積算は、表5-1-1により行うものとする。

表5-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成 果 品 納入時		
打合せ協議	業 務		主任技師	0.18	0.36	0.18	0.72	
			技師 A	0.18	0.36	0.18	0.72	
			技師 B	0.18	0.36	0.18	0.72	

注 打合せは、業務開始前、中間2回、成果品納入時の4回を標準としている。

### 1-2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第5建物等の調査2-2現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-1-2により行うものとする。

表5-1-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.54人	
			技師 A	0.54人	
			技師 B	0.54人	

### 2 概況ヒアリング

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担対象となる権利者等と面接し費用負担説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
概況	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
ヒアリング等			技師 A	0.06	0.04	0.10人	
			技師 C	0.06	0.04	0.10人	

注1 技師A1名、技師Cの2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費=単価×権利者数

### 3 説明資料の作成等

説明資料等の作成は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-3により行うものとする。

表5-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
説明資料等の作成	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.12	0.12人	
			技師 C	—	0.24	0.24人	

注 直接人件費=単価×権利者数

#### 4 費用負担の説明

費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿等の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-4により行うものとする。

表5-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	1.57	0.08	1.65人	
			技師 C	1.57	0.46	2.03人	

注 直接人件費＝単価×権利者数

#### 第7 その他

工損調査等共通仕様書第19条第2項第1号及び第21条の調査に当たり、建物の土台及び地盤高等を水準測量で計測しようとする場合は、水準測量を合併して積算し発注するものとする。

この場合の水準測量については、国土交通省が公表する「設計業務等標準積算基準書」第1編測量業務第2章測量業務標準歩掛第2節水準測量の4級水準測量観測を適用するものとする。

この場合における取扱いは、次による。

- ① 地域差による変化率は、考慮しないものとする。
- ② 計測延長は、調査対象の建物の4面〔東西南北の側面〕の延長総和に、最短既知点から最短の調査対象の建物までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。  
なお、端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値とする。
- ③ 精度管理費は、(直接人件費+賃金+機械経費)×精度管理係数(0.09)により算定するものとする。